

岡崎市住宅・建築物耐震化事業費補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、地震発生時における建物の倒壊等による被害の軽減を図るため、昭和56年5月31日以前に着工した(以下「旧基準の」という。)建物について耐震化を促進する事業を実施する者に対し、予算の範囲内において岡崎市住宅・建築物耐震化事業費補助金(以下「補助金」という。ただし、次条第20号及び第4条第6号を除く。)を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。
- 2 前項に規定する補助金の交付については、社会資本整備総合交付金交付要綱、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱及び岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 住宅
旧基準の一戸建ての住宅、長屋、共同住宅及び併用住宅(店舗等の用途を兼ねる住宅で、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。)をいい、持家・貸家を問わない。
- (2) 戸建住宅
住宅のうち、一戸建ての住宅をいう。
- (3) 非戸建住宅
住宅のうち、戸建住宅を除いたものをいう。
- (4) 木造住宅
住宅のうち、木造かつ次に掲げるすべてに該当するものをいう。
ア 階数が2以下であるもの。
イ 在来軸組構法及び伝統構法であるもの。
- (5) 非木造住宅
住宅のうち、木造住宅を除いたものをいう。ただし、特殊な構造(型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等)のものを除く。
- (6) マンション
共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物、延べ床面積が1,000m²以上かつ地階を除く階数が原則として3以上のものをいう。
- (7) 建築物
建物のうち、住宅を除いた旧基準の建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (8) 特定既存耐震不適格建築物
建築物のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条に規定する建築物をいう。
- (9) 耐震診断義務化建築物

耐震改修促進法第7条に規定するもの(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)。

(10) 防災上重要な建築物

要安全確認計画記載建築物のうち、耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定するものをいう。

(11) 通行障害既存耐震不適格建築物

要安全確認計画記載建築物のうち耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定するものをいう。

(12) 有資格者

次に掲げるすべてを満たす者をいう。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項又は第3項に規定する一級建築士又は二級建築士(以下「建築士」という。)。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の住宅又は建築物の地震に対する安全性を評価するものは、一級建築士に限る。

イ 建築士法第23条に定められた登録を受けている建築士事務所(以下「建築士事務所」という。)に所属する建築士。

(13) 耐震診断

次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 岡崎市が平成15年度から平成17年度に実施した愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく木造住宅の無料耐震診断。

イ 岡崎市が平成18年度から実施する改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく木造住宅の無料耐震診断。

ウ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した木造住宅の耐震診断。

エ 有資格者が木造住宅に対して実施する一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法に基づく地震に対する安全性を評価するもの。

オ 有資格者(耐震診断義務化建築物の場合は、耐震改修促進法施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条に規定する耐震診断資格者に限る。)が住宅(木造住宅を除く。)又は建築物に対して実施する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(以下「告示第184号の技術上の指針」という。)第1建築物の耐震診断の指針に基づく地震に対する安全性を評価するもの。

カ 有資格者が実施するエ又はオと同等のものとして市長が認めるもの。

(14) 旧判定値

前号アによる判定値をいう。

(15) 判定値

次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 第13号イによる判定値。

イ 第13号ウによる判定値又は得点。

ウ 第13号エによる上部構造評点のうち最小のもの。

(16) 耐震改修設計

次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 有資格者が実施する判定値(前号ウに限る。)を1.0以上にするもの。ただし、旧判定値、前号ア若しくはイに規定する判定値又は当該耐震改修設計実施前に実施する耐震診断(第13号エに限る。)による判定値(前号ウに限る。)に0.3を加算した数値以上にするものに限る。

イ 有資格者(耐震診断義務化建築物の場合は、耐震改修促進法施行規則第5条に規定する耐震診断資格者に限る。)が告示第184号の技術上の指針第2建築物の耐震改修の指針に基づき実施する建築物が地震に対して安全な構造となるようとするもの。

ウ 有資格者が実施するア又はイと同等のものとして市長が認めるもの。

(17) 耐震改修工事

耐震改修設計に基づき実施する補強工事とし、補強工事に起因して発生する附帯工事を含む。ただし、住宅の耐震改修工事は特別な理由がある場合を除き、耐震改修設計を実施した有資格者が工事監理を実施すること。

(18) 段階的耐震改修工事

木造住宅の耐震改修工事を、一段目と二段目に分けて実施するものをいう。

(19) 耐震対策緊急促進事業

住宅又は建築物の耐震化を促進するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日国住街第222号、国住市第155号。）及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日国住街第223号、国住市第156号。）に定めるところに従って実施される次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 住宅又は建築物の耐震化の支援に関する事業。

イ 住宅又は建築物の耐震改修及び建替え等に関する事業。

(20) 省エネ改修工事

住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事をいう。

(21) 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(22) ZEH水準

強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除了した一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

(23) BELS

建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネ性能表示に係る第三者認証の制度をいう。

(24) 耐震シェルター等

地震時に住宅の倒壊から人命を守ることを目的とした住宅内に耐震性の高い空間を確保する装置かつ岡崎市長(以下「市長」という。)が別に定めるものをいう。

(25) 高齢者

申請年の年度末時点で満65歳以上である者をいう。

(26) 障がい者

次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定された精神保健福祉手帳の交付を受けた者。

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳または愛護手帳の交付を受けた者。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、各号のすべてに該当する者とする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、戸建住宅に関する事業については法人その他の団体を除く。

ア 事業を行おうとする住宅を所有する者(区分所有された住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人とする。)。

イ 事業を行おうとする住宅に居住する者で当該住宅を所有する者の同意を得られた者。

ウ アと同等の権利を有する者。

エ 事業を行おうとする建築物を所有する者又は当該建築物を所有する者の同意を得られた者。

(2) 市税を滞納していない者。

(3) 岡崎市暴力団排除条例(平成23年条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下この条において「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でない者。

(補助の対象建物)

第4条 補助の対象建物は、岡崎市内に所在する各号のすべてに該当する住宅及び建築物とする。ただし、耐震診断義務化建築物の場合はこの限りでない。

(1) 建築基準法の規定に著しく違反していないもの。

(2) 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものではないもの。

(3) 耐震診断について補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅、建築物及びその敷地において、過去に耐震診断、耐震改修工事、省エネ改修工事又は耐震シェルター等について補助金の交付を受けていないもの。

(4) 耐震改修設計について補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅、建築物及

びその敷地において、過去に耐震改修設計、耐震改修工事、省エネ改修工事又は耐震シェルター等について補助金の交付を受けていないもの。

- (5) 耐震改修工事、省エネ改修工事又は耐震シェルター等について補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅、建築物及びその敷地において、過去に耐震改修工事、省エネ改修工事又は耐震シェルター等について補助金の交付を受けていないもの。ただし、次条第8号イに規定する二段目耐震改修工事について補助金の交付を受けようとする場合は、この限りではない。
- (6) 当該住宅及びその敷地において、次に掲げるすべてに該当するものとする。
- ア 岡崎市住宅除却費補助金交付要綱第5条に規定する事業において、過去に当該補助金の交付を受けていないもの。
 - イ 岡崎市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱第4条に規定する事業において、過去に当該補助金の交付を受けていないもの。
 - ウ 次条に規定する補助事業に関して、国その他地方公共団体の補助金が交付される対象となっていないこと。

(補助の対象事業)

第5条 補助の対象事業(以下「補助事業」という。)は、前条に規定する補助の対象建物に対して、補助対象者が実施する各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 非木造住宅耐震診断費等補助事業

非木造住宅に対して実施する耐震診断とする。ただし、耐震診断において地震に対し安全な構造であると診断されたものについては、戸建住宅の場合を除き市長が別に定める団体の耐震診断判定(以下「団体の判定」という。)を受けるものとする。

(2) 特定既存耐震不適格建築物耐震診断費等補助事業

特定既存耐震不適格建築物に対して実施する耐震診断とする。ただし、耐震診断において地震に対し安全な構造であると診断されたものについては、団体の判定を受けるものとする。

(3) 木造住宅耐震改修工事費等補助事業

旧判定値又は判定値(第2条第15号ウを除く。)が1.0未満又は80点未満の木造住宅に対して実施する耐震改修設計及び当該耐震改修設計に基づく耐震改修工事とする。

(4) 非木造住宅耐震改修設計費等補助事業

耐震診断において地震に対して安全な構造でないと診断された非木造住宅(戸建住宅を除く)に対して実施する耐震改修設計とし、市長が別に定める団体の耐震改修計画評定又は耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定(以下「団体の評定等」という。)を受けるものとする。

(5) 非木造住宅耐震改修工事費等補助事業

耐震診断において地震に対して安全な構造でないと診断された非木造住宅に対して実施する団体の評定等を受けた耐震改修設計に基づく耐震改修工事とし、戸建住宅は当該耐震改修設計を含む。

(6) 耐震診断義務化建築物耐震改修設計費補助事業

耐震診断において地震に対して安全な構造でないと診断された耐震診断義務化建築物

に対して実施する耐震改修設計とし、団体の評定等を受けるものとする。ただし、耐震対策緊急促進事業として実施するものに限る。

(7) 耐震診断義務化建築物耐震改修工事費補助事業

耐震診断において地震に対して安全な構造でないと診断された耐震診断義務化建築物に対して実施する団体の評定等を受けた耐震改修設計に基づく耐震改修工事とする。

ただし、耐震対策緊急促進事業として実施するものに限る。

(8) 段階的耐震改修工事費等補助事業

次に掲げるいずれかに該当する段階的耐震改修工事とする。

ア 一段目耐震改修工事

旧判定値又は判定値(第2条第15号ウを除く。)が0.4以下又は40点以下の木造住宅に対して実施する耐震改修設計及び当該耐震改修設計に基づく判定値(第2条第15号ウに限る。)を0.7以上にするもの。

イ 二段目耐震改修工事

アの補助金の交付を受けた木造住宅について、判定値(第2条第15号ウに限る。)を1.0以上にするもの。

(9) 木造住宅耐震省エネ改修工事費等補助事業

一戸建ての木造住宅に対して実施する次に掲げる住宅の省エネ改修工事とする。ただし、第3号に規定する耐震改修工事と併せて行うものに限る。

ア 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの(取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。)

イ 住宅全体でアの要件を満たさない場合にあっては、改修部分が省エネ基準に相当する工事であって、複数の開口部の改修を含むもの(以下「部分改修」という。)

(10) 耐震シェルター等整備費補助事業

旧判定値又は判定値が0.4以下又は40点以下かつ高齢者又は障がい者が居住する木造住宅に対して実施する耐震シェルター等の整備とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、別表第1のとおりとする。なお、対象経費の額は、確定申告の際に補助事業に係る消費税相当額を仕入れに係る消費税として税務署に納める消費税から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額とする。

2 補助金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てる。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第5条第10号に規定する補助事業の場合を除き、様式第1号による事前相談書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前相談書は、次条に規定する補助金交付申請する日より前までに提出しなければならない。ただし、第5条第5号又は第7号の場合は、補助金交付申請す

る前年度の9月の第2金曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、様式第2号による補助金交付申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金交付申請書は、各号に該当する日までに提出しなければならない。

(1) 補助事業に関する契約書を交わす日及び次に掲げるいずれかに着手する日より前とする。

ア 第5条第1号、第2号に規定する補助事業の場合は、耐震診断。

イ 第5条第4号又は第6号に規定する補助事業の場合は、耐震改修設計。

ウ 第5条第3号、第5号(戸建住宅に限る。)又は第8号に規定する補助事業の場合は、耐震改修設計及び耐震改修工事。

エ 第5条第5号(非戸建住宅に限る。)、第7号に規定する補助事業の場合は、耐震改修工事。

オ 第5条第9号に規定する補助事業の場合は、耐震改修設計、耐震改修工事、及び省エネ改修工事。

カ 第5条第10号に規定する補助事業の場合は、耐震シェルター等の整備。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する日までとする。

ア 第5条第1号(戸建住宅を除く。)、第2号、第4号又は第6号に規定する補助事業については、補助金の交付申請する年度の10月末日(末日が土日祝日の場合は直前の開庁日)。

イ 第5条第5号(戸建住宅を除く。)、第7号に規定する補助事業については、補助金の交付申請する年度の9月末日(末日が土日祝日の場合は直前の開庁日)。

ウ 第5条第1号(戸建住宅に限る。)及び第3号、第5号(戸建住宅に限る)、第8号、第9号又は第10号に規定する補助事業については、補助金の交付申請する年度の12月28日(12月28日が土日祝日の場合は直前の開庁日)。

3 申請者は、各号に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。ただし、当該地区において主管課が管轄する事業により、補助の対象建物を除却することが決定している場合は、補助金の交付申請はできない。

(1) 土地区画整理事業区域

(2) 都市計画施設区域

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第3号による補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 市長は、前項に規定する補助金交付決定通知書について必要がある場合は、当該補助

金の交付について条件を付すことができる。

(着手の届出)

第10条 前条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第5条第1項第1号から第9号に規定するものに着手したときは、着手日から起算して10日を経過する日までに様式第4号による着手届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日又は補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して20日を経過する日までに補助事業に着手できなかつたときは、第5条第1項第10号に規定するものを除き、当該期日までに様式第9号による遅延報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(中間検査)

第11条 交付決定者は、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の中間に達したときは、市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、第9条に規定する補助金交付決定通知書により指示されたときとする。
3 市長は、第1項の報告を受けた後に中間検査を行うものとする。
4 前項の規定による検査において耐震改修工事が適切に実施されていない場合は、交付決定者に適切に実施するよう指示するものとする。

(地位の承継)

第12条 交付決定者が死亡した場合又は破産した場合等のやむを得ない事情により、第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を実施する意思があるときは、様式第5号による承継届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合、承継人について第3条第1項(第1号を除く)の規定を適用する。

2 前項に規定する承継届は、承継日から起算して30日を経過する日又は第15条第2項に規定する日の前日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
3 交付決定者は、第1項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡又は担保に供してはならない。ただし、岡崎市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の工事請負契約を締結した者(以下「事業者」という。)へ委任する場合(以下「代理受領」という。)はこの限りでない。

(補助金の変更承認申請等)

第13条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更し、交付決定額に変更を生じる場合は、様式第6号による補助金変更承認申請書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、交付決定額に変更を生じない場合は、様式第8号による変更届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければな

らない。

- 2 交付決定者は、完了予定日から起算して20日を経過する日までに補助事業を完了できない場合は、当該期日までに様式第9号による遅延報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。
- 3 第1項に規定する補助金変更承認申請書は、補助事業の変更内容に関する契約書を交わす日かつ変更内容に着手する日の前日までに市長へ提出し、その指示を受けなければならない。
- 4 第1項に規定する変更届は、変更した日から起算して10日を経過する日かつ完了する日までに市長へ提出しなければならない。

(補助金の変更承認)

第13条の2 市長は、前条第1項に規定する補助金変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適當と認めたときは、交付決定額の変更を承認し、様式7号による補助金変更承認通知書により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する補助金変更承認通知書について必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助事業の廃止及び中止)

第14条 交付決定者は、補助事業の遂行が困難になり廃止または中止をしようとする場合は、様式第10号による廃止(中止)届に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する廃止(中止)届は、補助事業を廃止しようとする場合は廃止の日から起算して10日を経過する日、中止しようとする場合は第10条第2項に規定する日までに提出しなければならない。

(完了実績報告)

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、様式第11号による完了実績報告書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する完了実績報告書は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は第9条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日の属する年度の2月の第1金曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、耐震診断義務化建築物については3月末日(末日が土日祝日の場合は直前の開庁日)までとする。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条に規定する完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、必要がある場合は現場を検査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、様式第12号による補助金確定通知書により交付決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第17条 前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた交付決定者(以下「確定通知者」という。)は、様式第13号による補助金支払請求書に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する補助金支払請求書は、前条に規定する補助金確定通知書により通知を受けた日から起算して30日以内に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する補助金支払請求書に基づき、確定通知者に補助金を交付する。ただし、代理受領を行う場合は事業者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、交付決定者及び確定通知者が各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し及び既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件及びこの要綱その他法令に違反したとき。
- (3) 第3条第1項第3号に該当していないことが判明したとき。
- (4) 第9条に規定する補助金交付決定通知書により通知を受けた日又は補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日までに第10条第1項に規定する着手届が提出されなかったとき。ただし、第10条第2項により遅延報告書の提出があった場合を除く。
- (5) 第10条第2項による遅延報告書の提出があった場合で第10条第2項に規定する日から起算して60日を経過する日かつ補助事業を行う年度の1月末日までに着手届が提出されなかったとき。
- (6) 交付決定者が、第11条第4項に規定する指示に従わなかったとき。
- (7) 承継届が、第12条第2項に規定する日までに提出されなかったとき。
- (8) 補助金変更承認申請書又は変更届が、第13条第3項に規定する日までに提出されなかつたとき。
- (9) 廃止(中止届)が、第14条第2項に規定する日までに提出されなかつたとき。
- (10) 完了実績報告書が、第15条第2項に規定する日までに提出されなかつたとき。
- (11) 補助金を補助事業以外の用途で使用したとき。
- (12) 補助金の運用及び補助事業の執行方法が不適当と認められるとき。
- (13) 決算額が、補助金の額を算定する際に基本とした額に比べて減少したとき。
- (14) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(指導等)

第18条の2 市長は、申請者に対して補助事業を適切に実施させるため必要な指示をし、その報告を求めること及び調査をすることができる。

(書類の保管)

第19条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間以内に市長の承認なく補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。ただし、補助金交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が認める期間を経過した場合はこの限りではない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助の対象		補助金の額
事業の区分	経費	
非木造住宅耐震診断費等補助事業	戸建住宅 第5条第1号に規定する補助事業に要する経費	補助対象経費の2/3以内の額かつ90千円を限度とする。
	非戸建住宅 第5条第1号に規定する補助事業に要する経費	補助対象経費又は別表第2に定める基準額のいずれか少ない額の2/3以内の額かつ1,200千円を限度とする。
特定既存耐震不適格建築物耐震診断費等補助事業	第5条第2号に規定する補助事業に要する経費	補助対象経費又は別表第2に定める基準額のいずれか少ない額の2/3以内の額かつ1,200千円を限度とする。
木造住宅耐震改修工事費等補助事業	第5条第3号に規定する補助事業に要する経費	次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第3号の額を差し引いた額とする。 1 耐震改修工事費の80%に90/100を乗じた額かつ900千円を限度とする。 2 耐震改修設計費と工事監理費を合わせた額の2/3の額又は耐震改修工事費の80%に10/100を乗じた額のいずれか少ない額かつ100千円を限度とする。 3 租税特別措置法第41条19の2に規定する所得税額の特別控除の額
非木造住宅耐震改修設計費補助事業	第5条第4号に規定する補助事業に要する経費	補助対象経費の2/3以内の額かつ1戸当たり100千円を限度とする。（ただし、1棟当たり2,500千円を限度とする。）
非木造住宅耐震改修工事費等補助事業	戸建住宅 第5条第5号に規定する補助事業に要する経費	次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第3号の額を差し引いた額とする。 1 耐震改修工事費の80%に90/100を乗じた額かつ900千円を限度とする。 2 耐震改修設計費と工事監理費を合わ

			<p>せた額の 2 / 3 の額又は耐震改修工事費の80%に10/100を乗じた額のいざれか少ない額かつ100千円を限度とする。</p> <p>3 租税特別措置法第41条19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p>
非戸建住宅	第 5 条第 5 号に規定する補助事業に要する経費		<p>次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第 2 号の額を差し引いた額とする。ただし、1 棟当たり 10,000 千円を限度とする。</p> <p>1 耐震改修工事費の23%かつ1戸当たり900千円を限度とする。ただし、耐震改修工事費(マンションを除く)は 39,900円/m²を限度とし、マンションについては51,700円/m²を限度とする。</p> <p>2 租税特別措置法第41条19の2に規定する所得税額の特別控除の額</p>
耐震診断義務化建築物耐震改修設計費補助事業	第 5 条第 6 号に規定する補助事業に要する経費		補助対象経費の 5 / 6 以内の額かつ3,000 千円を限度とする。
耐震診断義務化建築物耐震改修工事費補助事業	第 5 条第 7 号に規定する補助事業に要する経費		補助対象経費の11/15以内の額かつ補助対象経費は57,000円/m ² (マンションの場合は51,700円/m ²) を限度とする。
木造住宅段階的耐震改修工事費等補助事業	第 5 条第 8 号に規定する補助事業に要する経費		<p>1 第 5 条第 1 項第 8 号アに規定する一段目耐震改修工事の場合は、次に掲げる合計額とする。</p> <p>(1) 耐震改修設計費の 2 / 3 以内の額かつ100千円を限度とする。</p> <p>(2) 一段目耐震改修工事費の 2 / 3 以内の額かつ500千円を限度とする。</p> <p>2 第 5 条第 1 項第 8 号イに規定する二段目耐震改修工事の場合は、次に掲げる額の合計額を助成額とし、助成額から第 2 号の額を差し引いた額とする。</p> <p>(1) 二段目耐震改修工事費の80%以内の額かつ1の合計額と合わせ1,000 千円を超えない額を限度とする。</p>

		(2) 租税特別措置法第41条19の2に規定する所得税額の特別控除の額	
住宅省エネ改修工事費等補助事業	改修後の住宅が省エネ基準に相当する場合	第5条第9号に規定する補助事業に要する経費	省エネ改修工事費の2/5かつ300,000円/戸を限度とする。ただし、その内訳において別表第3においてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか少ない額を計上するものとする。
	改修後の住宅がZEH水準に相当する場合	第5条第9号に規定する補助事業に要する経費	省エネ改修工事費の4/5かつ700,000円/戸を限度とする。ただし、その内訳において別表第3においてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか少ない額を計上するものとする。
	設備の効率化に係る工事費については、開口部や躯体等の断熱化に係る額以下とする。		
耐震シェルター等整備費補助事業	第5条第10号に規定する補助事業に要する経費	耐震シェルターは補助対象経費の額以内かつ300千円、防災ベッドは補助対象経費の額以内かつ200千円を限度とする。	

備考 木造住宅耐震改修工事費等補助事業及び木造住宅段階的耐震改修工事費等補助事業の一段目耐震改修工事において、耐震改修設計費に係る補助金の額は当該工事が完了した時に確定する。

別表第2 基準額(第6条関係)

延べ床面積区分	基準額
面積1,000m ² 以内の部分	面積に1m ² 当たり3,670円を乗じて得た額
面積1,000m ² を超えて2,000m ² 以内の部分	面積に1m ² 当たり1,570円を乗じて得た額
面積2,000m ² を超える部分	面積に1m ² 当たり1,050円を乗じて得た額

別表第3 モデル工事費(第6条関係)

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

	対象となる改修工事		モデル工事費	
	工事種別	工事規模	省エネ基準	ZEH水準
窓	ガラス交換 ^{※1}	1.4m ² 以上 ^{※5}	7.2万円/枚	9.6万円/枚
		0.8m ² 以上1.4m ² 未満 ^{※5}	4.8万円/枚	7.2万円/枚
		0.1m ² 以上0.8m ² 未満 ^{※5}	2.4万円/枚	2.4万円/枚
	内窓設置 ^{※2} ・	2.8m ² 以上 ^{※6}	18.4万円/箇所	24.8万円/箇所

	外窓交換 ^{※3}		所	
		1.6m ² 以上2.8m ² 未満 ^{※6}	14.4万円/箇所	19.2万円/箇所
		0.2m ² 以上1.6m ² 未満 ^{※6}	12万円/箇所	16万円/箇所
ドア	ドア交換 ^{※4}	開戸：1.8m ² 以上 ※6	27.2万円/箇所	36万円/箇所
		引戸：3.0m ² 以上 ※6		
		開戸：1.0m ² 以上 1.8m ² 未満 ^{※6}	24万円/箇所	32万円/箇所
		引戸：1.0m ² 以上 3.0m ² 未満 ^{※6}		
仕様・備考	省エネ基準	国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている建材のうち、当該住宅の存する区市町村の省エネ基準地域区分に適合している「省エネ」又は「省エネ・防音」の区分の建材であること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。		
	ZEH水準	国土交通省所管の「省エネ建材型番データベース」に登録されている建材のうち、当該住宅の存する区市町村の省エネ基準地域区分に適合している建材であること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。		

- ※1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するガラス1枚あたりの補助をいう。
- ※2 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。
- ※3 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。
- ※4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。
- ※5 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。
- ※6 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 車体等の断熱化に係る改修工事

	断熱材の区分	モデル工事費	
		省エネ基準	ZEH水準
外壁	A～C	14.9万円/m ³	20.1万円/m ³
	D～F	22.4万円/m ³	30.2万円/m ³
屋根・天井	A～C	5.3万円/m ³	7.2万円/m ³
	D～F	9.1万円/m ³	12.3万円/m ³
床	A～C	18.4万円/m ³	24.5万円/m ³
	D～F	27.6万円/m ³	36.8万円/m ³
仕様・備考	共通	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C区分：熱伝導率 (W/m·K) 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率 (W/m·K) 0.034以下	
	省エネ基準	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている建材であり、かつ厚さ	

		等が仕様基準に適合するように施工されること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
	ZEH水準	省エネ建材型番データベースに登録されている建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別	モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH水準共通)	仕様・備考
太陽熱利用システム ^{※1}	45.2万円／戸	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)。
高断熱浴槽 ^{※1}	41.6万円／戸	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯機 ^{※1}		「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)		JIS C 9220:2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率3.0以上であること。
潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)	26.3万円／戸	給湯暖房器であっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
熱回収型石油給湯機 (エコフィール)		油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。
節湯水栓 ^{※2}	5.7万円／台	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリー

		ン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
燃料電池システム	-	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）。
コーポレートソリューション設備 ²	-	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）。 ・ガスエンジン・コーポレートソリューションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準 JIS B8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準）で80%以上であること。
蓄電池	-	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
LED照明	-	工事を伴うものに限る。

※1 設置を行った設備の種類に応じて戸当たり 1 台分までを補助対象とする。

※2 設置を行った台数分を補助対象とする。